

財 産 目 録

令和2年3月31日

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
普通預金	肥後銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	17,579,089
普通預金	熊本銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	161,792
当座預金	肥後銀行多良木支店	-	光台寺保育園の運転資金として	-	-	1,504,721
普通預金	肥後銀行多良木支店	-	本部の運転資金として	-	-	2,933,724
定期預金	JAバンク多良木支店	-	本部の運転資金として	-	-	1,452,883
小 計						23,632,209
事業未収金	多良木町、あさぎ町他	-	委託費差額分	-	-	607,180
未収補助金	多良木町	-	延長保育補助金	-	-	351,440
前払費用	あいおい同和ニッセイ損保	-	損害保険料(園舎火災)	-	-	624,108
その他の流動資産		-		-	-	0
流 動 資 産 計						25,214,937
2 固定資産						
(1)基本財産						
土地	(光台寺保育園)球磨郡多良木町大字多良木字地蔵堂3326-1、3290-3	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	-	-	6,891,300
小 計						6,891,300
建物	(光台寺保育園 園舎)球磨郡多良木町大字多良木字地蔵堂3326-1	1996年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	91,527,860	84,205,631	7,322,229
	(光台寺保育園 多目的施設)球磨郡多良木町大字多良木字地蔵堂3290-2	2007年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	8,000,000	4,833,333	3,166,667
	(光台寺保育園 多目的施設)球磨郡多良木町大字多良木字地蔵堂3290-3	2008年度	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	1,000,000	587,500	412,500
小 計						10,901,396
基 本 財 産 計						17,792,696
(2)その他の固定資産						
土地		-		-	-	0
小 計						0
建物	光台寺保育園付属建物 ベランダ他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	6,997,000	3,283,911	3,713,089
構築物	光台寺保育園 時計台他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	4,677,280	4,084,577	592,703
器具及び備品	光台寺保育園 テレビ、エアコン他	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	26,223,084	23,780,366	2,442,717
車両運搬具	光台寺保育園 公用車ルークス1台	-	第2種社会福祉事業である光台寺保育園に使用している	1,660,000	1,659,999	1
ソフトウェア						0
人件費積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の人件費のため積立している定期預金	-	-	15,300,000
修繕積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の修繕費のため積立している定期預金	-	-	1,000,000
備品等購入積立資産		-		-	-	0
保育所施設設備整備積立資産	定期預金肥後銀行多良木支店	-	将来の施設設備整備のため積立している定期預金	-	-	55,300,000
そ の 他 の 固 定 資 産 計						78,348,510
固 定 資 産 計						96,141,206
資 産 合 計						121,356,143
II 負債の部						
1 流動負債						
短期借入金		-		-	-	0
事業未払金	社会保険料(事) 他	-		-	-	1,276,329
職員預り金	社会保険料個人負担分	-		-	-	1,583,569
預り金	所得税 沖、愛甲	-		-	-	3,411
賞与引当金	賞与12月～3月分	-		-	-	4,800,000
その他の流動負債		-		-	-	0
流 動 負 債 合 計						7,663,309
2 固定負債						
設備資金借入金		-		-	-	0
長期運営資金借入金		-		-	-	0
その他の固定負債		-		-	-	0
固 定 負 債 計						0
固 定 負 債 合 計						0
差 引 純 資 産						113,692,834

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合には、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」と一致させる。
- ・[使用目的等]欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残高額に算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」を欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。